

## 令和6年度伯耆町価格高騰重点支援給付金 住民税非課税世帯への給付金

物価高の影響が大きい低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給します。また、それらの世帯に18歳以下の児童がいる場合には、児童1人当たり2万円を加算支給します。

**対象世帯** 令和6年12月13日（基準日）に伯耆町に住民登録があり、令和6年度分の**住民税均等割が非課税**である世帯  
※住民税課税者の扶養親族等のみの世帯は対象外

**給付額** 1世帯あたり**3万円**

**子育て世帯への加算** 対象世帯に18歳以下の児童がいる場合は、児童1人あたり**2万円**を加算支給  
※基準日の翌日以降に生まれた児童も、申請により対象となる場合があります（詳しくは町ホームページへ）

**手続方法** 対象の世帯へは、町から案内を郵送します。（3月中の予定）  
**過去の給付金**（※）の受給の有無によって、手続方法が異なります。

支給のお知らせ  
が届いた世帯  
(過去の給付金を  
受給した世帯)

- **手続きは不要**です。
- 過去の給付金の受給口座に振り込みます。
- 受け取りを辞退する場合や、口座を変更する場合のみ連絡してください。

支給確認書  
が届いた世帯  
(過去の給付金を  
受給していない世帯)

- **手続きが必要**です。
- 確認書に記載された内容を確認し、必要事項を記入の上、**令和7年6月2日(月)**までに確認書を返送してください。

※令和5・6年度に支給した非課税世帯への給付金

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先

住民課(給付金担当) ☎ 0859-68-5531



伯耆町  
ホームページ

## ワクチンで防ぐことができる病気から子どもたちを救おう

厚生労働省では、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種実施率の向上を目指すことを目的に、入園・入学前の3月1日～7日までの7日間を「子ども予防接種週間」と定めています。赤ちゃんが母親から受け継いだ免疫が薄れてくる時期、病気にかかりやすい年齢、重症化しやすい年齢などに応じて予防接種を行うことで、こどもを病気から守ることができます。

適切な期間内に忘れずに接種しましょう。

◆麻しん・風しん混合ワクチン(MR) 2期予防接種の期限：**令和7年3月31日(月)**

◆対象：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれのお子さん（年長）  
まだ接種をしていない人は接種をご検討ください。

問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536



伯耆町  
ホームページ